

改正案

現行

（一般的記載事項等）

第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第三十六条の二第一項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員をいう。以下同じ。）である場合

イ 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員である旨

ロ 議案

ハ 議案につき会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百八十四条又は第三百八十九条第三項の規定により株主総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

二 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員以外の者である場合

イ 議案

ロ 勧誘者の氏名又は名称、住所

2| 同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参考書類（会社法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。））に規定する株主総会参考書類をいう。）及び議決権行使書面（会社法第三百一条第一項（同法第三百二十五条において準用する場合を含む。））に規定する議決権行使書面をいう。第四

十四条において同じ。）に記載している事項又は令第三十六条の二第二項若しくは会社法第三十四条において同じ。）に記載している事項（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供される事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載する事を要しない。この場合においては、株主総会参考書類又は議決権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により提供される事項があることを明らかにしなければならない。

3| 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により同法第九百三十九条の方法により公告がされているもの及び当該発行会社により同法第四百四十二条第三項又は第八百九十九条第三項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、当該公告が掲載された官報の日付、日刊新聞紙の名称及び日付又は同法第九百三十一条第三項第二十七号（同法第九百三十三条第二項にお

（一般的記載事項等）

第一条 証券取引法施行令（以下「令」という。）第三十六条の二第一項に規定する参考書類（以下「参考書類」という。）には、株主総会に提出される議案（会議の目的が議案となるものを含む。以下同じ。）のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員である場合 その旨、当該会社の総株主の議決権の数及び商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百七十五条の規定による監査役の意見があるときはその要旨

二 勧誘者が当該株式の発行会社又はその役員以外の者である場合 勧誘者の氏名又は名称、住所及びその者が自己又は他人（仮設人を含む。）の名義をもって保有する当該会社の議決権の数

2| 同一の株主総会に関して被勧誘者に提供されるもののうち、参考書類及び書面投票交付書類（商法第二百二十九条ノ二第二項若しくは第二百三十九条ノ三第二項（これらの規定を同法第二百二十二条第十項並びに第二百五十七条ノ二第三項及び第二百五十七条ノ三第二項（これらの規定を同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。）並びに第三百四十五条第三項（同法第三百四十六条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は株式会社等の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第二十一条の二第一項に規定する書類をいう。第十二条において同じ。）に記載されている事項（これらの書類の交付に代えて令第三十六条の二第二項又は商法第三百三十三条第三項に規定する電磁的方法によりこれらの書類に記載すべき事項の提供がされている場合における当該事項を含む。）については、これを明らかにすることにより、参考書類にすべき記載を省略することができる。

3| 参考書類に記載すべき事項であつて、当該発行会社により商法第六十六条第五項又は第六項の規定による公告がされているもの及び当該発行会社により同法第二百八十三条第七項（同法第四百三十条第二項（同法第四百八十五条第二項において準用する場合を含む。）及び第四百八十三条ノ二第二項において準用する場合を含む。）又は商法特例法第十六条第五項（商法特例法第二十一条の三十一第三項において準用する場合を含む。）に規定する措置

いて外国会社について適用する場合を含む。)若しくは第二十九号イに規定する事項を記載しななければならない。

4 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行人社により会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第九十四条第一項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載する事を要しない。この場合においては、参考書類に同条第二項に規定するものを記載しななければならない。

5 参考書類には、この府令で定めるもののほか、議決権の行使に係る代理権の授与について参考となると認める事項を記載することができる。

(取締役の選任に関する議案)

第二条 株式の発行人社の取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

2) 前項に規定する場合において、株式の発行人社が公開会社(会社法第二条第五号に規定する公開会社をいう。以下同じ。)であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 候補者の有する当該株式会社の株式の数(種類株式発行人社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数)

二 候補者が他の法人等(会社その他の法人をいう。以下同じ。)を代表する者であるときは、その事実(重要でないものを除く。)

三 候補者と当該株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

四 候補者が現に当該株式会社の取締役であるときは、当該会社における地位及び担当

3) 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であつて、かつ、他の会社の子会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しななければならない。

一 候補者が現に当該他の会社(当該他の会社の子会社(当該株式会社を除く。))を含む。以下この項において同じ。)の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当

4) 第一項に規定する場合において、候補者が社外取締役候補者(会社法施行規則第二条第三

が執られているものについては、その記載を省略することができる。この場合においては、当該公告が掲載された官報の日付若しくは日刊新聞紙の名称及び日付又は商法第百八十八条第二項第十号(同法第四百三十条第三項(同法第四百八十五条第二項において準用する場合を含む。))及び第四百八十三条ノ二第二項において準用する場合並びに商法特例法第十六条第七項及び第二十一条の三十一第四項において読み替えて適用する場合を含む。))若しくは商法第百八十八条第三項前段に規定する事項を記載しななければならない。

(会社提案につき発行人社等が勧誘を行う場合の記載事項)

第二条 議案が株式の発行人社の取締役の提出に係るものであつて、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しななければならない。

一 取締役又は監査役の選任に関する議案の場合 候補者の氏名、生年月日、略歴、その保有する当該会社の株式の数、他の会社の代表者であるときはその事実、当該会社との間に特別の利害関係があるときはその要旨及び就任の承諾を得ていないときはその旨

二 取締役又は監査役の解任に関する議案の場合 解任の理由

三 貸借対照表又は損益計算書の承認に関する議案の場合 取締役会及び監査役の意見の要旨

四 利益の処分又は損失の処理に関する議案の場合 議案作成の方針

五 取締役又は監査役の報酬に関する議案の場合 報酬額算定の基準又は改定の理由

六 取締役又は監査役の退職慰労金に関する議案の場合 取締役又は監査役の略歴

七 株式交換契約書の承認に関する議案の場合 株式交換を必要とする理由及び商法第三百五十四条第一項各号に掲げるものの内容

八 株式移転に係る事項の承認に関する議案の場合 株式移転を必要とする理由及び商法第三百六十六条第一項各号に掲げるものの内容並びに第一号に定める事項

九 分割計画書の承認に関する議案の場合 新設分割を必要とする理由、商法第三百七十四条第二項第五号に掲げる事項については、分割によって設立する会社が承継する営業の内容及び承継する主要な権利義務を記載すれば足りる。)

十 分割契約書の承認に関する議案の場合 吸収分割を必要とする理由及び商法第三百七十

項第七号に規定する社外取締役候補者をいう。以下同じ。)であるときは、参考書類には、当該候補者についての次に掲げる事項(株式会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第六号までに掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 当該候補者が社外取締役候補者である旨

二 当該候補者を社外取締役候補者とした理由

三 当該候補者が現に当該株式会社の社外役員(会社法施行規則第二条第三項第五号に規定する社外役員をいう。以下同じ。)に限る。以下この項において同じ。)である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実(重要でないものを除く)があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生の対等として行った行為の概要

四 当該候補者が過去五年間に他の株式会社を取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社を知っているときは、その事実(重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生の対等として行った行為の概要を含む。)

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社(外国会社を含む。)の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。

ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産(これらの者の取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに類する者としての報酬等を除く。)を受ける予定があり、又は過去二年間に受けていたこと。

ハ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものであること。

ニ 過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。

ホ 過去二年間に当該株式会社が合併、吸収分割、新設分割又は事業の譲受け(ホ及び第四号第四項第六号ホにおいて「合併等」という。)により他の株式会社がその事業に関して有する権利義務を当該会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直

四号ノ十八第一項各号に掲げるものの内容(ただし、同法第三百七十四条ノ十七第二項五号に掲げる事項については、分割によって営業を承継する会社が承継する営業の内容及び主要な権利義務を記載すれば足りる。)

十一 合併契約書の承認に関する議案の場合(合併を必要とする理由及び商法第四百八条ノ二第一項各号に掲げるもの内容)

十二 営業の全部又は重要な一部の譲渡その他の商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為に関する議案の場合(当該行為を必要とする理由、当該行為に関する契約書の内容及び最近営業年度の損益の状況)

十三 その他の議案の場合(提案の理由(その決議に際して株主総会において一定の事項の開示を要する議案の場合には、その開示すべき事項を含む。))

2) 次に掲げる場合において、商法第二百七十五条ノ三(同法第二百七十九条第三項において準用する場合を含む。)の規定により監査役が意見を述べるときは、その要旨をも記載しなければならない。

一 前項第一号、第二号、第五号又は第六号に掲げる場合

二 前項第十号に掲げる場合(分割により営業を承継する会社に限る。)

三 前項第十一号に掲げる場合(合併後存続する会社に限る。)

3) 第一項第五号に掲げる場合において、議案が取締役又は監査役の報酬を総額をもって定めるものであるときは、取締役又は監査役の員数をも記載しなければならない。

4) 第一項第六号に掲げる場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他第三者に一任するものであるときは、その基準の内容をも記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 当該基準を記載した書面を本店に備え置いて株主の閲覧に供している場合

二 当該基準を記録した電磁的記録(商法第三十三条ノ二第一項の電磁的記録をいう。以下この号及び第七条第一項第一号において同じ。)を本店に備え置いて当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示したものを株主の閲覧に供している場合

5) 前二項の場合において、その取締役又は監査役について商法第二百六十六条第七項若しくは第十二項(同法第二百六十六条第十八項の規定により読み替えて適用するこれらの規定を同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。))に規定する責任の免除に関する決議があったとき、又はその取締役が同法第一三六六条第十九項の契約により同項の限度において責任を負ったときは、同条第十項(同条第十六項本文(同法第二百八十条第一項において準用する場合を含む。))及び第二十三項並びに同法第二百八十条第一項において準用する

前に当該株式会社の社外取締役又は監査役でなく、かつ、当該他の株式会社業務執行者であったこと。

七 当該候補者が現に当該株式会社の社外取締役又は監査役であるときは、これらの役員に就任してからの年数

八 当該候補者と当該株式会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要

九 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

(会計参与の選任に関する議案)

第三条 株式の発行会社が会計参与の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三十三号）第十六条の二に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 会社法第三百四十五条第一項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

四 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

場合を含む。）に規定する承認の決議に関する議案についての参考書類には、その取締役又は監査役に与える退職慰労金若しくは退職手当の額又は財産上の利益の内容を記載しなければならない。

6 第一項第七号に掲げる場合において、株式交換契約書に商法第三百五十三条第二項第一号の規定により定款の変更の規定が記載されているときは、その変更の理由をも記載しなければならない。

7 第一項第十号に掲げる場合において、分割契約書に商法第三百七十四条ノ十七第二項第一号の規定により定款の変更の規定が記載されているときはその変更の理由、同項第十一号の規定により取締役又は監査役の氏名が記載されているときは第一項第一号に定める事項をも記載しなければならない。

8 第一項第十一号に掲げる場合において、合併契約書に商法第四百九条第一号の規定により定款の変更の規定が記載されているときはその変更の理由、同条第八号又は同法第四百十條第六号の規定により取締役又は監査役の氏名が記載されているときは同項第一号に定める事項をも記載しなければならない。

(会計監査人の選任等に関する特例)

第三条 株式の発行会社が大株式会社等（商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第二条第一項第四号に規定する大株式会社等をいう。以下同じ。）である場合において、前条第一項各号列記以外の部分に規定する場合に該当するときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の選任に関する議案の場合

イ 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、事務所、生年月日及び略歴  
ロ 候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所及び沿革

二 会計監査人の解任又は不再任に関する議案の場合 解任又は不再任の理由  
2 前項第一号又は第二号に掲げる場合において、商法特例法第六条の三の規定により会計監査人が意見を述べるときは、その要旨をも記載しなければならない。

3 大株式会社（商法施行規則第二条第一項第一号に規定する大株式会社をいう。次条において同じ。）及びみなし大株式会社（同項第三号に規定するみなし大株式会社をいう。次条において同じ。）の会計監査人の選任、不再任若しくは解任に関する議案が監査役会の請求により提出されたものであるときは、その旨をも記載しなければならない。

4 前条第一項第八号に掲げる場合において、商法特例法第三条第七項の規定により会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条第一項の株主総会の承認を受けなければならない

〔監査役の選任に関する議案〕

第四条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない

- 一 候補者の氏名、生年月日及び略歴
- 二 候補者と当該株式会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要
- 三 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 四 議案が会社法第三百四十三条第二項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨
- 五 会社法第三百四十五条第四項において準用する同条第一項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の概要

2| 前項に規定する場合において、株式を発行する会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 候補者の有する当該株式会社の株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
  - 二 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）
  - 三 候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、当該株式会社における地位及び担当
- 3| 第一項に規定する場合において、株式会社が公開会社であり、かつ他の会社の子会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 候補者が現に当該他の会社（当該他の会社の子会社（当該株式会社を除く。）を含む。）以下この項において同じ。）の業務執行者であるときは、当該他の会社における地位及び担当
- 二 候補者が過去五年間に当該他の会社の業務執行者であったことを当該株式会社が知っているときは、当該他の会社における地位及び担当

ないときは、第一項第一号に定める事項をも記載しなければならない。

5| 前条第一項第九号に掲げる場合において、分割計画書に商法特例法第三条第八項の規定により会計監査人の氏名又は名称が記載されているときは、第一項第一号に定める事項をも記載しなければならない。

6| 前条第一項第十一号に掲げる場合において、合併契約書に商法特例法第三条第六項の規定により会計監査人の氏名又は名称が記載されているときは、第一項第一号に定める事項をも記載しなければならない。

〔大株式会社及びみなし大株式会社に関する特例〕

第四条 株式の発行会社が株式会社及びみなし大株式会社である場合において、第二条第一項第三号に掲げる場合に該当するときは、参考書類には、同号に定める事項に代えて、取締役会及び会計監査人の意見並びに監査役会の意見（各監査役の意見の付記を含む。）の要旨を記載しなければならない。

2| 大株式会社及びみなし大株式会社の監査役の選任に関する議案が監査役会の請求により提出されたものである場合においては、参考書類には、その旨をも記載しなければならない。

4) 第一項に規定する場合において、候補者が社外監査役候補者（会社法施行規則第二条第三項第八号に規定する社外監査役候補者をいう。以下同じ。）であるときは、参考書類には、次に掲げる事項（株式会社が公開会社でない場合にあっては、第三号から第七号までに掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。

一 当該候補者が社外監査役候補者である旨

二 当該候補者を社外監査役候補者とした理由

三 当該候補者が現に当該株式会社の社外監査役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生の対応として行った行為の概要

四 当該候補者が過去五年間に他の株式会社を取締役、執行役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があることを当該株式会社が知っているときは、その事実（重要でないものを除き、当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役又は監査役であったときは、当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生の対応として行った行為の概要を含む。）

五 当該候補者が過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社（外国会社を含む。）の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと当該株式会社が判断した理由

六 当該候補者が次のいずれかに該当することを当該株式会社が知っているときは、その旨

イ 当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者であること。

ロ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（これらの者の監査役としての報酬等を除く。）を受ける予定があり、又は過去二年間に受けていたこと。

ハ 当該株式会社又は当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であること。

ニ 過去五年間に当該株式会社の特定関係事業者の業務執行者となったことがあること。

ホ 過去二年間に当該株式会社が合併等により他の株式会社の事業に関して有する権利義務を当該株式会社が承継又は譲受けをした場合において、当該合併等の直前に当該株式会社の社外監査役でなく、かつ、当該他の株式会社の業務執行者であったこと。

- 七 当該候補者が現に当該株式会社の監査役であるときは、監査役に就任してからの年数
- 八 当該候補者と当該株式会社との間で会社法第四百二十七条第一項の契約を締結しているとき又は当該契約を締結する予定があるときには、その契約の内容の概要
- 九 前各号に掲げる事項に関する記載についての当該候補者の意見があるときは、その意見の内容

（会計監査人の選任に関する議案）

第五条 株式の発行会社が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
- イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴
- ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革
- 二 就任の承諾を得ていないときは、その旨
- 三 議案が会社法第三百四十四条第二項第一号又は第二号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨
- 四 会社法第三百四十五条第五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要
- 五 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 六 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該株式会社が参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項
- 七 株式会社が公開会社である場合において、当該候補者が当該株式会社の親会社若しくは当該親会社の子会社（当該株式会社を除く。）若しくは関連会社（当該親会社が会社でない場合におけるその子会社及び関連会社に相当するものを含む。）から多額の金銭その他の財産上の利益（これらの者から受ける会計監査人としての報酬等（会社法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。以下同じ。）及び公認会計士法第二条第一項の業務の対価を除く。）を受ける予定があるとき又は過去二年間に受けていたときは、その内容

（取締役の解任に関する議案）

（特例会社に関する特例）

第五条 株式の発行会社が特例会社（商法施行規則第二条第一項第二号に規定する特例会社をいう。以下同じ。）である場合において、第二条第一項第三号に掲げる場合に該当するときは、参考書類には、同号に定める事項に代えて、取締役会及び会計監査人の意見並びに監査委員会の意見（各監査委員の意見の付記を含む。次項において同じ。）の要旨を記載しなければならない。

2] 株式の発行会社が特例会社である場合において、第二条第一項第四号に掲げる場合に該当するときは、参考書類には、同号に定める事項に代えて、議案作成の方針並びに取締役会、会計監査人及び監査委員会の意見の要旨を記載しなければならない。

3] 株式の発行会社が特例会社である場合において、次の各号に掲げる者についての当該各号に定める規定に規定する承認に関する議案について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、当該各号に掲げる者に与える退職慰労金若しくは退職手当の額又は財産上の利益の内容を記載しなければならない。

- 一 商法特例法第二十一条の十七第四項において準用する商法第二百六十六条第七項又は第十二項の決議によりその責任を免除した取締役 商法特例法第二十一条の十七第四項において準用する商法第二百六十六条第十項（同条第十六項において準用する場合を含む。）
- 二 商法特例法第二十一条の十七第五項において準用する商法第二百六十六条第十九項の約により商法特例法第二十一条の十七第五項において準用する商法第二百六十六条第十九項の限度において責任を負った商法特例法第二十一条の八第四項ただし書に規定する社外取締役 商法特例法第二十一条の十七第五項において準用する商法第二百六十六条第二十三項において準用する同法第二百六十六条第十項
- 三 商法特例法第二十一条の十七第六項において準用する商法第二百六十六条第七項又は第十二項の決議によりその責任を免除した執行役 商法特例法第二十一条の十七第六項において準用する商法第二百六十六条第十項（同条第十六項において準用する場合を含む。）

（会社提案につき発行会社等以外が勧誘を行う場合の記載事項）

第六条 株式の発行会社の取締役が取締役の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 取締役の氏名
- 二 解任の理由

第六条 議案が株式の発行会社の取締役の提出に係るものであって、第二条第一項各号列記以外の部分に規定する場合以外に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 取締役又は監査役の選任に関する議案の場合 候補者の氏名、生年月日、略歴、他の会社の代表者であるときはその事実、当該会社との間に特別の利害関係があるときはその要旨
  - 二 利益の処分又は損失の処理に関する議案の場合 商法第二百八十一条第一項第一号から第三号までに掲げるものの内容
  - 三 取締役又は監査役の解任、報酬又は退職慰労金に関する議案の場合 取締役又は監査役の略歴
  - 四 株式交換契約書の承認に関する議案の場合 商法第三百五十四条第一項各号に掲げるものの内容
  - 五 株式移転に係る事項の承認に関する議案の場合 商法第三百六十六条第一項各号に掲げるものの内容及び第一号に定める事項
  - 六 分割計画書の承認に関する議案の場合 商法第三百七十四条ノ二第一項各号に掲げるものの内容及び第一号に定める事項(ただし、同法第三百七十四条第二項第五号に掲げる事項については、分割によって設立する会社が承継する営業の内容及び承継する主要な権利義務を記載すれば足りる。)
  - 七 分割契約書の承認に関する議案の場合 商法第三百七十四条ノ一第一項各号に掲げるものの内容(ただし、同法第三百七十四条ノ一第二項第五号に掲げる事項については、分割によって営業を承継する会社が承継する営業の内容及び主要な権利義務を記載すれば足りる。)
  - 八 合併契約書の承認に関する議案の場合 商法第四百八条ノ二第一項各号に掲げるもの内容
  - 九 営業の全部又は重要な一部の譲渡その他の商法第二百四十五条第一項各号に掲げる行為に関する議案の場合 最近営業年度の損益の状況
  - 十 その他の議案の場合 議案の要旨
- 2| 株式の発行会社が大株式会社等である場合において、前項各号列記以外の部分に規定する場合に該当するときは、参考書類には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。
- 一 会計監査人の選任に関する議案の場合



- (会計参与の解任に関する議案)
- 第七条 株式の発行人会社の取締役が会計参与の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 会計参与の氏名又は名称
  - 二 解任の理由
  - 三 会社法第三百四十五条第一項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

- イ 候補者が公認会計士であるときは、その氏名、事務所、生年月日及び略歴
  - ロ 候補者が監査法人であるときは、その名称、事務所及び沿革
  - 二 会計監査人の解任又は不再任に関する議案の場合
    - イ 会計監査人が公認会計士であるときは、その略歴
    - ロ 会計監査人が監査法人であるときは、その沿革
  - 3 第一項第五号に掲げる場合において、商法特例法第三条第七項の規定により会計監査人の氏名又は名称について商法第三百六十五条第一項の株主総会の承認を受けなければならないときは、前項第一号に定める事項をも記載しなければならない。
  - 4 第一項第六号に掲げる場合において、分割計画書に商法特例法第三条第八項の規定により会計監査人の氏名又は名称が記載されているときは、第二項第一号に定める事項をも記載しなければならない。
  - 5 第一項第七号に掲げる場合において、分割契約書に商法第三百七十四条ノ十七第二項第十一号の規定により取締役又は監査役の氏名が記載されているときは、第一項第一号に定める事項をも記載しなければならない。
  - 6 第一項第八号に掲げる場合において、合併契約書に商法第四百九条第八号又は第四百十条第六号の規定により取締役又は監査役の氏名が記載されているときは第一項第一号に定める事項、商法特例法第三条第六項の規定により会計監査人の氏名又は名称が記載されているときは第二項第一号に定める事項をも記載しなければならない。
- (株主提案につき発行人会社等が勧誘を行う場合の記載事項)
- 第七条 議案が株式の発行人会社の株主の提出に係るものであって、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、議案が株主の提出に係る旨、その株主の保有する当該会社の議決権の数及び議案に対する取締役会の意見並びに次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 株主から四百字以内の提案理由を記載し、若しくは記録した書面又は電磁的記録(この条において「書面等」という。)が株主総会の会日の八週間前までに提出されているときは、当該理由又はその要旨(ただし、提案理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合を除く。)
  - 二 議案が取締役又は監査役の選任に関するものである場合において、前条第一項第一号に定める事項を記載した書面等が株主総会の会日の八週間前までに提出されているときは、その内容(ただし、その内容が明らかに虚偽である場合を除く。)
- 2 以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されているときは、その議案及びこれに対する

(監査役の解任に関する議案)

第八条 株式の発行会社が監査役が監査役の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 監査役の氏名
- 二 解任の理由
- 三 会社法第三百四十五条第四項において準用する同条第一項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第九条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 会計監査人の氏名又は名称
- 二 解任又は不再任の理由
- 三 議案が会社法第三百四十四条第二項第二号又は第三号の規定による請求によって提出されたものであるときは、その旨
- 四 会社法第三百四十五条第五項において準用する同条第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

(取締役の報酬等に関する議案)

取締役会の意見は、各別に記載することを要しない。この場合においては、二以上の株主から同一の趣旨の提案があった旨を記載しなければならない。

- 3 前項の規定は、二以上の株主から同一の趣旨の提案理由を記載し、又は記録した第一項第一号の書面等が提出されている場合について準用する。
- 4 第一項に規定する場合であつて、議案が大株式会社等の会計監査人の選任に関するものである場合において、第三条第一項第一号に定める事項を記載し、又は記録した書面等が株主総会の会日の八週間前までに提出されているときは、参考書類には、その内容をも記載しなければならない。ただし、その内容が明らかに虚偽であるときは、この限りでない。
- 5 第三条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

(株主提案につき発行会社等以外が勧誘を行う場合の記載事項)

第八条 議案が株式の発行会社の株主の提出に係るものであつて、前条第一項各号列記以外の部分に規定する場合以外に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、議案が株主の提出に係る旨及びその株主の保有する当該会社の議決権の数並びに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 提案理由
- 二 議案が取締役又は監査役の選任に関するものであるときは、第六条第一項第一号に定める事項

(新設)

第十条 株式の発行会社の取締役が取締役の報酬等（会社法第三百六十一条第一項に規定する報酬等をいう。以下同じ。）に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項の算定の基準

二 議案が既に定めている会社法第三百六十一条第一項各号に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の取締役についての定めであるときは、当該定めに係る取締役の員数

四 議案が退職慰労金に関するときは、各取締役の略歴

2| 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

3| 第一項に規定する場合において、株式会社が開会会社であり、かつ、取締役の一部が社外取締役（社外役員に限る。以下この項において同じ。）であるときは、参考書類には、議案の理由並びに第一項第一号から第三号までに掲げる事項のうち社外取締役に関するものは、社外取締役以外の取締役と区別して記載しなければならない。

（会計参与の報酬等に関する議案）

第十一条 株式の発行会社の取締役が会計参与の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会社法第三百七十九条第一項に規定する事項の算定の基準

二 議案が既に定めている会社法第三百七十九条第一項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の会計参与についての定めであるときは、当該定めに係る会計参与の員数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各会計参与の略歴

五 会社法第三百七十九条第三項の規定による会計参与の意見があるときは、その意見の内容の概要

2| 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、参考書類には、当該一

（新設）

（新設）

定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

(監査役の報酬等に関する議案)

第十二条 株式の発行会社の取締役が監査役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 会社法第三百八十七条第一項に規定する事項の算定の基準
- 二 議案が既に定めている会社法第三百八十七条第一項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由
- 三 議案が二以上の監査役についての定めであるときは、当該定めに係る監査役の員数
- 四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監査役の略歴
- 五 会社法第三百八十七条第三項の規定による監査役の意見があるときは、その意見の内容の概要

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することを取締役、監査役その他の第三者に一任するものであるときは、参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各株主が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

(計算関係書類の承認)

第十三条 株式の発行会社の取締役が計算関係書類(会社法施行規則第二条第三項第十一号に規定する計算関係書類をいう。以下同じ。)の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合において、次の各号に掲げるときは、参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 会社法第三百九十八条第一項の規定による会計監査人の意見がある場合 その意見の内容
- 二 株式会社が取締役設置会社である場合において、取締役の意見があるとき その意見の内容の概要

(吸収合併契約の承認に関する議案)

第十四条 株式の発行会社の取締役が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合におい

(新設)

(新設)

(新設)

て、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該吸収合併を行う理由

二 吸収合併契約の概要

三 当該株式会社が吸収合併消滅株式会社（会社法第七百四十九条第一項第二号に規定する吸収合併消滅株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第八十二條各号（第二号、第三号イ、第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の概要

四 当該株式会社が吸収合併存続株式会社（会社法第七百四十九条第一項第一号に規定する吸収合併存続株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第九十一條各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の概要

（吸収分割契約の承認に関する議案）

第十五条 株式の発行会社が吸収分割契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該吸収分割を行う理由

二 吸収分割契約の概要

三 当該株式会社が吸収分割株式会社（会社法第七百五十八条第二号に規定する吸収分割株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第八十三條各号（第二号、第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の概要

四 当該株式会社が吸収分割承継株式会社（会社法第七百五十八条第一号に規定する吸収分割承継株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第九十二條各号（第二号、第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の概要

（株式交換契約の承認に関する議案）

第十六条 株式の発行会社の取締役が株式交換契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行

（新設）

（新設）

われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該株式交換を行う理由
- 二 株式交換契約の内容の概要
- 三 当該会社が株式交換完全子会社（会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第八十四条各号（第二号、第三号イ、第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- 四 当該会社が株式交換完全親会社（会社法第七百六十七条に規定する株式交換完全親会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第九十三条各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（新設合併契約の承認に関する議案）

第十七条 株式の発行会社の取締役が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該新設合併を行う理由
- 二 新設合併契約の内容の概要
- 三 当該会社が新設合併消滅会社（会社法第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百四号各号（第六号及び第七号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要
- 四 新設合併設立株式会社（会社法第七百五十三条第一項第二号に規定する新設分割設立株式会社をいう。以下この条において同じ。）の取締役となる者についての第二条に規定する事項
- 五 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての第三条に規定する事項
- 六 新設合併設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査役となる者についての第四条に規定する事項
- 七 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての第五条に規定する事項

（新設）

〔新設分割計画の承認に関する議案〕

第十八条 株式の発行会社が新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該新設分割を行う理由

二 新設分割計画の内容の概要

三 当該会社が新設分割株式会社（会社法第七百六十三条第五号に規定する新設分割株式会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百五条各号（第七号及び第八号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

〔株式移転計画の承認に関する議案〕

第十九条 株式の発行会社の取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該株式移転を行う理由

二 株式移転計画の内容の概要

三 当該会社が株式移転完全子会社（会社法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）である場合において、同法第二百九十八条第一項の決定をした日における会社法施行規則第二百六条各号（第五号及び第六号を除く。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四 株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下この条において同じ。）の取締役となる者についての第二条に規定する事項

五 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計参与となる者についての第三条に規定する事項

六 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査役となる者についての第四条に規定する事項

七 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての第五条に規定する事項

（新設）

（新設）

（事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案）

第二十条 株式の発行会社の取締役が事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該事業譲渡等を行う理由
- 二 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要
- 三 当該契約に基づき当該株式会社が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

（取締役の選任に関する議案）

第二十一条 株式の発行会社の取締役が取締役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、候補者の氏名、生年月日及び略歴を記載しなければならない。

- 2) 前項に規定する場合において、株式の発行会社が公開会社であるときは、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
  - 一 候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）
  - 二 候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

（会計参与の選任に関する議案）

第二十二条 株式の発行会社の取締役が会計参与の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

- 一 候補者が公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。）又は税理士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴
- 二 候補者が監査法人又は税理士法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

（新設）

（新設）

（新設）



(監査役の選任に関する議案)

第二十三条 株式の発行会社の取締役が監査役の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 候補者と当該会社との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

2 前項に規定する場合において、株式を発行する会社が公開会社であるときは、参考書類には、候補者が他の法人等を代表する者であるときは、その事実（重要でないものを除く。）を記載しなければならない。

(会計監査人の選任に関する議案)

第二十四条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を記載しなければならない。

一 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所の所在場所、生年月日及び略歴

二 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在場所及び沿革

(取締役の解任に関する議案)

第二十五条 株式の発行会社の取締役が取締役の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、当該取締役の氏名及び略歴を記載しなければならない。

(会計参与の解任に関する議案)

第二十六条 株式の発行会社の取締役が会計参与の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 会計参与が公認会計士又は税理士である場合 その氏名及び略歴
- 二 会計参与が監査法人又は税理士法人である場合 その名称及び沿革

(監査役の解任に関する議案)

第二十七条 株式の発行会社の取締役が監査役の解任に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、監査役のその氏名及び略歴を記載しなければならない。

(新設)

(会計監査人の解任又は不再任に関する議案)

第二十八条 株式の発行会社の取締役が会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める事項を記載しなければならない。

(新設)

- 一 会計監査人が公認会計士である場合 その氏名及び略歴
- 二 会計監査人が監査法人である場合 その名称及び沿革

(取締役の報酬等に関する議案)

第二十九条 株式の発行会社の取締役が取締役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、当該取締役の氏名及び略歴を記載しなければならない。

(新設)

(会計参与の報酬等に関する議案)

第三十条 株式の発行会社の取締役が会計参与の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を記載しなければならない。

(新設)

- 一 会計参与が公認会計士又は税理士である場合 その氏名及び略歴
- 二 会計参与が監査法人又は税理士法人である場合 その名称及び沿革

(監査役の報酬等に関する議案)

第三十一条 株式の発行会社の取締役が監査役の報酬等に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、監査役の氏名及び略歴を記載しなければならない。

(新設)

(吸収合併契約の承認に関する議案)

第三十二条 株式の発行会社の取締役が吸収合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、吸収合併契約の内容の概要を記載しなければならない。

(新設)

(吸収分割契約の承認に関する議案)

第三十三条 株式の発行会社の取締役が吸収分割契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、吸収分割契約の内容の概要を記載しなければならない。

(新設)

(株式交換契約の承認に関する議案)

第三十四条 株式の発行会社の取締役が株式交換契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、株式交換契約の内容の概要を記載しなければならない。

(新設)

(新設合併契約の承認に関する議案)

第三十五条 株式の発行会社の取締役が新設合併契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(新設)

一 新設合併契約の内容の概要

二 新設合併設立株式会社（会社法第七百五十三条第一項第二号に規定する新設分割設立株

式会社をいう。以下この条において同じ。）の取締役となる者についての第二十一条に規定する事項

三 新設合併設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の会計参与となる者についての第二十二条に規定する事項

四 新設合併設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、当該新設合併設立株式会社の監査役となる者についての第二十三条に規定する事項

五 新設合併設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設合併設立株式会社の会計監査人となる者についての第二十四条に規定する事項

（新設分割計画の承認に関する議案）

第三十六条 株式の発行会社の取締役が新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新設分割計画の概要

二 新設分割設立株式会社（会社法第七百六十三条第一号に規定する新設分割設立株式会社をいう。以下この条において同じ。）の取締役となる者についての第二十一条に規定する事項

三 新設分割設立株式会社が会計参与設置会社であるときは、当該新設分割設立株式会社の会計参与となる者についての第二十二条に規定する事項

四 新設分割設立株式会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、当該新設分割設立株式会社の監査役となる者についての第二十三条に規定する事項

五 新設分割設立株式会社が会計監査人設置会社であるときは、当該新設分割設立株式会社の会計監査人となる者についての第二十四条に規定する事項

（株式移転計画の承認に関する議案）

第三十七条 株式の発行会社の取締役が株式移転計画の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

（新設）

（新設）

一 株式移転計画の内容の概要

二 株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下この条において同じ。）の取締役となる者についての第二十一条に規定する事項

三 株式移転設立完全親会社が会計参与設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計参与となる者についての第二十二條に規定する事項

四 株式移転設立完全親会社が監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、当該株式移転設立完全親会社の監査役となる者についての第二十三條に規定する事項

五 株式移転設立完全親会社が会計監査人設置会社であるときは、当該株式移転設立完全親会社の会計監査人となる者についての第二十四條に規定する事項

（事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案）

第三十八條 株式の発行会社の取締役が会社法第四百六十八條第一項に規定する事業譲渡等に係る契約の承認に関する議案を提出する場合において、当該会社により又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合以外の場合に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われる場合には、参考書類には、当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要を記載しなければならない。

（株主提案の場合における記載事項）

第三十九條 議案が発行会社の株主の提出に係るものであって、当該会社により、又は当該会社のために当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、次に掲げる事項（第三号又は第四号に掲げる事項が参考書類にその全部を記載することが適切でない程度の多数の文字、記号その他のものをもって構成されている場合にあつては、当該事項の概要）を記載しなければならない。

一 議案が株主の提出に係るものである旨

二 議案に対する取締役（取締役会設置会社である場合にあつては、取締役会）の意見があるときは、その意見の内容

三 株主が会社法第三百五條第一項の規定による請求に際して提案の理由（当該提案の理由が明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合における当該提案の理由を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その理由

（新設）

（新設）

四 議案が次のイからニまでに掲げる者の選任に関するものである場合において、株主が会社法第三百五条第一項の規定による請求に際して当該イからニまでに定める事項（当該事項が明らかに虚偽である場合における当該事項を除く。）を株式会社に対して通知したときは、その内容

イ 取締役 第二条に規定する事項

ロ 会計参与 第三条に規定する事項

ハ 監査役 第四条に規定する事項

ニ 会計監査人 第五条に規定する事項

2| 二以上の株主から同一の趣旨の議案が提出されている場合には、参考書類には、その議案及びこれに対する取締役（取締役会設置会社である場合にあつては、取締役会）の意見の内容は、各別に記載することを要しない。ただし、二以上の株主から同一の趣旨の議案があつた旨を記載しなければならない。

3| 二以上の株主から同一の趣旨の提案の理由が提出されている場合には、参考書類には、その提案の理由は、各別に記載することを要しない。

（株主提案につき発行会社等以外が勧誘を行う場合の記載事項）

第四十条 議案が株式の発行会社の株主の提出に係るものであつて、前条第一項各号列記以外の部分に規定する場合以外に当該株式について議決権の代理行使の勧誘が行われるときは、参考書類には、議案が株主の提出に係る旨及びその株主の保有する当該会社の次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 提案理由

二 議案が取締役の選任に関するものであるときは、第二十一条に規定する事項

三 議案が会計参与の選任に関するものであるときは、第二十二条に規定する事項

四 議案が監査役の選任に関するものであるときは、第二十三条に規定する事項

五 議案が会計監査人の選任に関するものであるときは、第二十四条に規定する事項

（種類株主総会における記載事項）

第四十一条 第一条から前条までの規定は、種類株主総会における参考書類について準用する。

（電磁的方法）

（新設）

（新設）

（電磁的方法）

第四十二条 (略)

(委任状の用紙の様式)

第四十三条 (略)

(書類の写し等の提出を要しない場合)

第四十四条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主(当該総会において議決権を行使することができる者に限る。)のすべてに対し議決権行使書面が交付されている場合とする。

(電磁的記録)

第四十五条 (略)

第九条 (略)

(委任状の用紙の様式)

第十条 (略)

(書類の写し等の提出を要しない場合)

第十一条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主(当該総会において議決権を行使することができる者に限る。)のすべてに対し書面投票交付書類及び商法施行規則第一条第一項第十三号に規定する議決権行使書面が交付されている場合とする。

(電磁的記録)

第十二条 (略)